

令和8年3月17日

保護者等の皆様

滋賀県立草津東高等学校
校長 横井 和暢

18歳成年に係る本校教育活動へのご協力について

早春の候、保護者等の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年4月1日に施行されました民法の一部を改正する法律により、成年年齢が18歳に引き下げられ、ほとんどの生徒が在学中に成年年齢に達することとなりました。成年になることで、単独で有効な契約を行うことができ、また、親権に服することがなくなるため、その父母等はこの監護および教育の権利ならびに義務を有さなくなります。

しかしながら、成年年齢に達したとしても未だ成長の過程にあり、社会的自立に対して支援が必要ですので、保護者の皆様には、お子様が成年となられた後も引き続き、お子様へのご支援・ご指導をお願いいたします。なお、成年年齢に達した後の在学中の手續等について、県立学校として下記のとおり取り扱うこととしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 「保護者等」の定義

- ・在学中に成年に達した場合、保護者であったものを「保護者に準ずる者」とし、保護者および保護者に準ずる者を合わせて「保護者等」とする。
- ・保護者に準ずるものは、保護者と同様の責任を負い、学校の教育に協力する。

2 退学転学、留学および休学等に係る手続き

- ・在学中に成年に達した生徒の退学転学、留学および休学に関しては、保護者等の同意を得る(本人および保護者等連署の様式により校長に願出)こととし、生徒が単独で校長の許可を得ることはできないこととする。

3 生徒指導および進路指導

- ・生徒が成年年齢に達しているか否かにかかわらず、保護者等との連携の下で生徒指導および進路指導を行うことが重要であり、保護者に準ずる者に保護者と同様の対応を求める。
- ・保護者に準ずる者は、いじめ防止対策推進法上の保護者には該当しないこととなるが、同法上の保護者に準じて取り扱う。

4 保健指導および健康診断結果の通知

- ・保護者に準ずる者は、学校保健安全法上の保護者には該当しないことになるが、同法上の保護者に準じて扱い、保護者等に対して生徒の健康上の問題に対する助言や健康診断結果の通知を行う。

5 消費者教育

- ・成年になると、保護者の同意がなくても一人で有効な契約(携帯電話の購入、クレジットカードやローンの契約など)ができるようになる一方、未成年者取消ができなくなる。悪徳商法や消費者トラブルによる被害が懸念されており、消費者教育の充実が求められている。学校における消費者教育の充実に向けた取組を継続する。
- ・生徒の消費者被害防止に向けて、保護者等に家庭での指導を求める。

入学許可予定者および保護者のみなさんへ

合格おめでとうございます。

県および県教育委員会は、県立学校へ進学した児童生徒のうち特別な支援を必要とする方が、県立学校と関係機関の連携のもと、学齢期から就労まで切れ目のない支援を受けられるよう、令和3年4月より市町および市町教育委員会との間で協定を締結して情報共有等の仕組みを整え、県内すべての市町と連携しております。

支援の対象となるのは、不登校および不登校傾向にある方、発達障害等特別な支援を必要とする方、中途退学および転学等が心配される方、その他に児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる方です。関係機関の間で、児童生徒の支援に必要な個人情報の提供等を行う場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、最大限に配慮して慎重に取り扱うこととしております。

つきましては、県教育委員会および県立学校は、必要に応じて関係機関とも連携しながら児童生徒の健全育成のために全力で指導・支援を行っていく所存ですので、何卒御理解、御協力をよろしく申し上げます。

令和8年(2026年)3月

滋賀県教育委員会

令和8年(2026年)3月17日

入学許可予定者の保護者 様

滋賀県立草津東高等学校

校長 横井 和暢

児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定について

合格おめでとうございます。

さて、教育委員会からのメッセージにありますように、県立学校へ進学した児童生徒のうち特別な支援を必要とする方が、県立学校と関係機関の連携のもと、学齢期から就労まで切れ目のない支援を受けられるよう、下記のとおり市町および市町教育委員会ならびに県および県教育委員会の四者で協定を締結して情報共有等の仕組みを整え、現在運用をしています。

つきましては、本校としても、必要に応じて関係機関と連携してお子様の健全育成を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力よろしく申し上げます。

記

1 目的

市町および県が、教育および福祉におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携と協力による、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立に向けた切れ目のない支援を図る。

2 支援の対象者

県立学校へ進学した児童生徒(県立学校へ入学予定の方および県立学校を中途退学した方等を含む。)

- ① 不登校および別室登校や放課後登校など不登校傾向にある方
- ② 発達障害等特別な支援を必要とする方
- ③ 中途退学および転学等が心配される方
- ④ その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる方

3 児童生徒の個人情報の取扱い

児童生徒の支援に必要な個人情報の提供等を行う場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、最大限に配慮して慎重に取り扱うこととしている。

4 協定の対象市町

県内すべての市町

令和8年(2026年)3月17日

滋賀県立草津東高等学校
入学許可予定者保護者等の皆様へ

滋賀県立草津東高等学校
校長 横井 和暢

生徒に関する写真や映像等の取扱いにつきまして（お願い）

早春の候 皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

このたびは、お子様の本校合格に関しまして、心よりお祝い申し上げます。

さて、本校ではホームページや各種広報誌等へのお子様の写真や映像の使用に関しましては、プライバシーに極力配慮するなどして、対処しております。

つきましては、本校入学後、お子様の写真や映像等につきまして、下記のとおりのお取り扱い
で対応させていただきたく、御理解の上、御承諾いただきますようよろしくお願いいたします
ます。

記

- 1 本校職員の撮影した写真や映像が、学校案内、学校紹介、本校ホームページなどで使用されることがあります。
- 2 本校指定の撮影業者が撮影した写真や映像が、学校案内、学校紹介、本校ホームページなどで使用されることがあります。

なお、お子様の写真や映像の使用について、御承諾いただけない場合のみ、4月9日(木)の諸用紙等の提出の際に、下の「写真・映像使用不承諾書」を、学級担任を通じて御提出いただきますようお願いいたします。

.....

写真・映像使用不承諾書

滋賀県立草津東高等学校長 あて

私は、学校案内、学校紹介、ホームページなどに、私の子どもを撮影した写真・映像を使用することを承諾しません。

令和 8 年 月 日

生徒名 1年 組 _____

保護者等署名 _____ 印

(自筆の場合、印鑑不要)

本校部活動についての基本方針

「滋賀県立草津東高等学校部活動に係る活動方針」は、本校の多様な部活動のあり方を尊重しつつ、県の「部活動の指導について（改訂版）」（令和5年3月改訂 滋賀県教育委員会）に示された「部活動のあり方についての方針」に原則として基づくものである。

本校部活動の意義

本校では「文武両道で明日をつかむ」をスローガンに、学業と生徒の主体的・自主的な参加によって行われる部活動を本校教育の両輪に位置づけている。部活動で人と関わる経験を通して和と協調精神を学び、心身を錬磨し、スポーツ、文化・芸術、科学等における探究と技術の向上を図り、規則正しい生活習慣の確立と充実した高校生活を送ることを目的として部活動を推進する。

本校の部活動の目的

- ◇ 自己の可能性を信じ、高い目標に向かって粘り強く取り組むことにより、意欲・忍耐力・レジリエンス（弾力性・回復性のある強靱な力）を培い、達成の喜びを体感し、競技力や技術の向上を図る。
- ◇ スポーツや文化・芸術、科学等に親しみ有意義で充実した高校生活を体感することにより、現在および将来における自己実現を図る。
- ◇ 部活動で協力・協調・協働して取り組むことにより、帰属意識・連帯感・責任感を培い、共に学び合い支え合う集団（チーム草東）を育成する。
- ◇ 世界共通の文化（言語）であるスポーツ、文化・芸術、科学等の活動を通して、国際理解を深め、国際貢献につなげる。

部活動の運営**（１）部の設置**

運動部	陸上競技	水 泳	ソフトテニス	卓 球	バスケットボール
	バレーボール	バドミントン	サッカー	ソフトボール	剣 道
	アーチェリー	山 岳	野 球	体 操	
文化部	吹奏楽	美 術	書 道	放 送	文 芸
	E S S	科 学	茶 道	軽音楽	(ボランティア)

（２）適切・効果的な活動のために

- ①健康管理、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ②過度の活動が必ずしも体力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解し、適切かつ効果的に休養を取り、生涯を通じてスポーツ・文化・芸術、科学等に親しむ基礎を培う。
- ③科学的な根拠に基づいた練習方法やトレーニング方法を積極的に取り入れるなど、短時間で効果が得られるよう工夫する。（練習メニュー作成に部員が参画し主体的・対話的・深い活動へ）

（３）月間活動計画（兼）申請書【様式１】の作成について

- ①顧問は、生徒の体力や技能に応じ、過重負担にならないよう家庭学習時間やゆとりある生活時間の確保に努め、（４）に示す【活動時間・休養日の基準】に従い、毎月活動計画を作成し、前月21日までに翌月の月間部活動計画（兼）申請書を提出する。
- ②必要に応じて校長は、月間部活動計画（兼）申請書を学校保健委員会、学校安全衛生員会に諮る。
- ③申請後、顧問は、生徒が見通しをもって活動できるよう月間部活動計画を生徒・保護者に周知する。

（４）【活動時間・休養日の基準】

活動時間については、成長期にある生徒が、運動・食事・休養および睡眠のバランスのとれた生活ができるよう、以下を基準とする。

平日	概ね3時間以内とする ■完全下校時刻 19:30
土・日・祝日・長期休業日	概ね4時間以内とする *活動の際は月間部活動計画(兼)申請書を提出
定期考査1週間前	調整程度の活動 ■完全下校時刻 18:00 *土日のどちらか一方は少なくとも1日休養日とする。前日あるいは前々日は休養日とする。
定期考査期間中	調整程度の活動 ■完全下校時刻 15:00 *公式戦直前などの場合は、別途申請 ■完全下校時刻 16:00 土日ははさむ場合は、少なくともどちらか一方を完全休養日とする。
※定期考査1週間前、期間中ともに遠征等宿泊を伴う活動や練習試合は行わない。	
休養日	原則として週1日、週休日・祝日については月2日程度を休養日とする。 *大会日程等の関係で、予定していた週休日に活動する場合は、その前後2週間の内に休養日を設定する。
朝練習	原則行わない。

※競技・部門・種目等の特性や鍛錬期・公式戦・コンクール・展覧会等で上記基準を超えて弾力的な活動が必要な場合は、事前に申請し許可を得る。

(5) 校外活動(合宿・遠征等学校を離れての活動)

- ① 県外での活動や泊を伴う活動は、必要経費を含めて事前に申請し許可を得ること。
- ② 校(内外)行事計画を校長および県に提出すること。
- ③ 校外活動においては、けがや事故の防止に努め、無理のない計画を立てる。
- ④ 緊急時等やむを得ない場合を除いて、顧問の私有車に生徒を同乗させない。(原則禁止)
- ⑤ 旅客運送の許可を得ていないバス(いわゆる白ナンバーバス)を利用しない。

(6) 部費・会計等

- ① 適切な会計処理を行い、年に1回は必ず監査と会計報告を行う。また臨時徴収したときは、その都度会計報告を行う。
- ② 遠征・合宿・定期演奏会等については、保護者に過度な負担をかけないように十分精査するとともに年間活動計画書等の事前配付により周知に努める。
- ③ 部費の管理は銀行口座にて行う。

(7) 保護者および地域との連携

- ① 月ごとの活動計画や行事等(経費負担を含む)について、早めに周知し活動内容の報告を適宜行う。
- ② 部活動の特色を活かしたボランティア活動や合同練習会等で、地域連携を推進し地域に貢献する。
- ③ 県内唯一の体育科設置校としての使命や県競技力向上対策本部の強化指定を受けていることなどから、県全体のスポーツ発展のため、生涯スポーツや選手の育成・強化に貢献する。

部活動の管理

(1) 生徒の健康管理・安全管理・事故防止

- ① 活動前の健康状態の把握をはじめ、施設・設備の点検、救急処置の明確化、緊急時連絡体制の確立など、安心して安全な活動環境を整備する。
- ② 熱中症や落雷等には細心の注意を払い、気候や天候情報の収集と周知に努め、無理な活動をさせない。熱中症対策として、活動中はこまめに水分・塩分補給を行い、適切に休憩時間を確保する。
- ③ 熱中症予防やAED等の講習会を行い、生徒が自ら身を守れるよう安全指導に努める。

(2) 緊急時の対応について 《災害発生時救急体制》参照

生徒のけがや事故に対しては、《災害発生時救急体制》に基づき、管理職・養護教諭・学級担任等が早急に情報共有し連携して生徒・保護者対応にあたる。

付則

- ・「滋賀県立草津東高等学校 部活動に係る活動方針」は平成31年4月1日より施行する。
 - ・校長は「学校運営協議会」「KEiNET 役員会」「学校保健委員会」「学校安全衛生委員会」に部活動の活動状況を報告し、委員会の意見を反映して、部活動に係る基本方針を毎年度見直すこととする。
- 最終改定：令和8年2月18日



令和8年3月17日

保護者等の皆様へ

滋賀県立草津東高等学校
校長 横井 和暢

「スタディサプリ for PARENTS」のご登録について

早春の候、保護者等の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、本校の教育活動に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本校ではリクルート社の「スタディサプリ団体利用サービス（学校向けスタディサプリ）」を指導教材の1つとして導入しております。これはお子様にとりましては学習の補助教材となるとともに、連絡ツールとしても利用することができます。さらに保護者の方が利用できる「スタディサプリ for PARENTS」については学校とご家庭をお繋ぎする非常に重要な連絡ツールとなっており、学校からの重要なお知らせ、保護者の方からの欠席連絡について原則卒業まで利用していきます。

つきましては、別紙でご案内のとおり、まずはお子様登録をしていただき、その後、4月3日（金）までに、ご家庭につき保護者様1名のご登録をお願いいたします。

以下及びマニュアルにて詳細をご確認いただきますようお願いいたします。

記

1) スタディサプリ for PARENTS とは

スタディサプリを利用している生徒の保護者様と教職員のコミュニケーションを支援するサービスです。学校からお知らせが入ると、事前に登録いただくメールアドレス宛に通知が届き、スタディサプリ for PARENTS にログインいただくか、メール内の URL リンクよりお知らせの詳細をご確認いただけます。（保護者様から学校へのご連絡は出来ない仕様となっております）

2) 欠席連絡機能について（遅刻連絡含む）

基本的に日々の欠席連絡はスタディサプリ for PARENTS で行っていただきます。（電話連絡はお控えください）

3) 本件に関する登録方法やお問い合わせについて

ご登録方法や欠席連絡機能の利用方法については「スタディサプリ for PARENTS マニュアル」に沿って登録とご確認をお願いいたします。

また、お問い合わせ内容によって、以下いずれかの専用窓口にお問い合わせください。

※登録や操作方法について学校ではお答えできかねます事、予めご了承ください。

【スタディサプリ for PARENTS サポートセンター】

電話番号：0120-710-326（フリーダイヤル）

問い合わせフォーム：<https://studysapuri.jp/info/inquiry/parent/>

受付時間：平日 9:00 ～ 18:00（祝日・年末年始・夏季休業期間除く）

お子様の登録

保護者の方の登録(1名)

4月3日(金)までに完了

★ スタサプでできること ★

お子様

1 自主学习

6教科 19科目(4万本以上)の講義動画

例) 英語「英文法の基本と長文読解」 数学「関数の基礎と応用」

苦手分野の克服 テスト対策

スキマ時間を有効利用 動画は1回15分

2 学校からの連絡確認

部活動、担任からの連絡、大学入試小論文指導にも利用

保護者の方

1 学校への欠席遅刻連絡

2 学校からの連絡・配布プリント確認

例) 諸会費の納入 学園祭の案内 JR遅れによる試験開始時刻の変更 など。

2026年度 生徒心得

滋賀県立草津東高等学校

本校生徒（草東生）は常に自覚と誇りをもち、学業に励み、礼節を重んじ、その品位を保ち、充実した規則正しい生活を送り、誠実・自主・創造の校風高揚に努めること。

I 校内生活

- 1 登下校の時間は次の通りとする。但し、特別な指示がある場合はこの限りではない。
 - ①登校時間 8：30
 - 8：40（本鈴）
 - ②下校時間 17：00
 - ③登校後、放課後までの校外外出は原則として禁止する。
 - ④部活動等における下校時間は、19時30分を原則とする。
 - ⑤考査1週間前より、部活動における完全下校時間は18時とし、考査期間中は15時とする。
 - ⑥考査1週間前および考査期間中、土・日曜日など休日における部活動での練習試合は禁止であるが、半日以内の練習は認める。（公式試合は可）
- 2 学習は自主的・意欲的に取り組み、学力の向上に努めること。
 - ①授業開始チャイムまでに着席して、学習の準備をすること。
 - ②授業中はまじめな態度で学習に励み、他人の迷惑になる言動は慎むこと。
- 3 考査に際しては、別に定める考査に関する注意事項を厳守すること。
- 4 登下校および校舎内において、互いに会釈やあいさつをかかさないと。また、来客に対しては礼儀正しく対応すること。
- 5 昼食は定められた時間にとること。
- 6 伝達は掲示・放送・Teamsによることが多いから、常に掲示板・放送に注意すること。
- 7 掲示・放送・印刷・集会等を行う時は、必ず関係の先生に届け出て許可を得ること。なお、掲示物は生徒指導課の許可印をうけて、所定の場所に貼付すること。
- 8 教室その他の設備・備品を使用する時は、必ず係の先生に届け出て許可を得ること。
- 9 校舎、校具その他公共物は大切に取扱い、万一破損した場合は速やかにHR担任および生徒指導課に届け出ること。
- 10 常に清潔・整頓に心がけ、各自の清掃分担区域は責任をもって美化に努めること。
- 11 校内美化に努め、ゴミの分別・再資源化を徹底し、地球環境に配慮した行動を心掛けること。
- 12 自転車は指示された所定の置き場に整理・整頓して置くこと。（許可制）
- 13 校舎内においては、所定の上履きを使用し、上下の区別をつけること。
- 13 諸所持品にはすべて記名し、他人の所持品を無断で使用しないこと。
- 14 所有物には大切に管理し、公共の場に放置することのないように。
- 15 学業に不必要なものは学校に持参しないこと。また家庭学習に必要なものは持ち帰ること。
- 16 HR教室以外の授業や部活動の際は所持品の保管に注意し、金銭、時計、スマホ等の貴重品は各個人で管理すること。HR担任または授業担当教員に預けることも可能である。
- 17 遺失、拾得物のあった時は、速やかに、HR担任および生徒指導課に届けること。
- 18 スマホ等の持ち込みは認めるが、原則連絡手段の使用とすること。
授業での使用は担当教員が認めない限り厳禁とする。（発見次第預かり指導）
休み時間についても適切な使用、歩きスマホ厳禁

II 身だしなみ

- 1 服装は草東生として品位を保ち、常に質素端正であること。
- 2 服装および制服については、別に定める服装規定を遵守すること。
- 3 スカートの巻き上げ・加工・改造は、禁止する。（加工・改造の場合、再購入となる）
- 4 頭髪等の加工、特に染毛・パーマ等は禁止とする。（エクステ・巻き髪等含む）
- 5 化粧（マニキュア、アイシャドウ、カラーコンタクト、口紅、着色リップ等）及びアクセサリ（ピアス等含む）等の使用は禁止とする。
（特別な事情等がない限り、在学中のピアスの使用は認めない）
- 6 校内、登下校時および本校生として校外行事に参加の際は制服を着用すること。
ただし、土日や長期休暇中は、部活で定めている服装での登下校可能である。
- 7 その他、必要に応じ指導する。

Ⅲ 通学および交通安全

- 1 通学においては交通マナーを守り、危険な行為、他人に迷惑をかける行為をしないこと。（自転車は路側帯左側を一人で走行すること。）
- 2 三ない運動（バイク・四輪車の免許取得、購入、乗車・運転をしない）を遵守すること。
- 3 自転車安全運転に留意し、特に傘差し（自転車を押しての傘差しについても不可）二人乗り・並列運転・無灯火運転・イヤホン装着（片耳も不可）・スマホ等を操作しながらの運転等をしないこと。このような道路交通法違反者は、特別指導を行う。雨天時は必ず合羽を着用すること。（安全義務違反として厳しく指導する。）
- 4 交通法規を守り、交通違反および交通事故のないよう十分注意すること。万一違反または事故を起こした場合は、速やかに関係機関と保護者等に連絡をすること。また、登校時にHR担任および生徒指導課に届け出ること。
*交通事故の場合は、必ず警察にも連絡すること。

Ⅳ 諸 届

- 1 学校を欠席・遅刻・早退・忌引する場合は、事前に電話または口頭で、事由をHR担任に届け出て、登校したら直ちに必要に応じて所定の用紙を提出すること。なお、考査に欠席した場合は、医師の診断書等その事由を証明する書類を添えること。
- 2 進学・就職試験、部活動の公式試合・発表大会等で、公欠する場合は事前にHR担任に所定の「公欠届」を提出すること。
- 3 在校時間中、校外に出る場合にはその事由をHR担任に届け出て、所定の「外出許可証」の交付を受けること。また、外出許可証は携帯し、帰校後直ちにHR担任に返却すること。
- 4 やむを得ず正規の服装ができない場合は、「異装許可願」を生徒指導課に届け出て、所定許可証の交付を受けること。また、異装中は許可証を常に携帯すること。
- 5 自転車通学をする場合は、生徒指導課まで届け出て、登録番号の交付を受けること。また交付を受けた後に、何等かの事由で自転車を乗り換えた場合は、再登録を行うこと。（4月上旬学年毎に登録開始）
- 6 在学証明書や通学証明書は事務室に申し出て、交付を受けること。
- 7 その他、諸願届は「諸願届手続一覧表」に従って行うこと。

Ⅴ 校外生活

- 1 校外生活において、草東生として品位のある行動・言動をとること。
- 2 校外での集会、学校以外の団体活動への参加、加入をしようとする場合はHR担任および生徒指導課に届け出て、その指導助言を受けること。
- 3 アルバイトは原則として禁止する。（無許可の生徒については、特別指導あり）
- 4 本人、家族および学友に緊急事態が発生した場合は直ちに学校へ連絡すること。
- 5 生徒手帳（生徒証明書）を常に携帯すること。

Ⅵ 次の事項は禁止する。（指導対象行為等）

- 1 飲酒・喫煙・薬物乱用
- 2 不健全な娯楽場、遊戯場および高校生として好ましくない場所への出入り
- 3 深夜徘徊および無断外泊
- 4 窃盗、横領および他人の物品の寸借等
- 5 行き過ぎた男女交際
- 6 脅迫および暴力行為
- 7 考査の不正行為
- 8 無免許の運転および無届けでの運転免許の取得および所持
- 9 不適切・過度・危険なスマートフォンの使用（SNS・ゲームを含む）
- 10 無断アルバイト
- 11 嫌がらせ等他人に迷惑をかける行為等
- 12 その他草東生としてふさわしくない行為等

服装規定

*生徒心得「服装は**草東生**として常に**質素端正**であること」に則り、服装規定を次のように定める。

項目	規定		留意点	
制服	平常時の制服は季節や体調を考慮し、留意点を基に各自組み合わせを選ぶこと			
	男子	①黒色学生ズボンを着用する。 ②黒色詰襟学生服（ボタンは校章入り）を着用する。 ③校章入りカッターシャツを着用する。 ④本校指定のセーターを着用する。	①ズボンは裾のほつれがなく見苦しくないこと。 裾巾は18～25cmとする。ベルトは華美でないもの、吊りベルトは原則禁止とする。 ②学生服は身丈が袖丈より長いこと。第1ボタンまで留めること。 ③裾はズボンに入れること。ボタンは第2ボタンまで留めること。 ④カッターシャツの上に着ること。	
	女子	①ボックスひだスカートもしくはスラックスを着用する。 ②本校指定の上衣を着用する。 ③ネクタイを着用する。 ④校章入りカッターシャツを着用する。 ⑤本校指定のセーターを着用する。	①制服の改造は認めない。 スカート丈は膝骸骨にかかっていること。 ③ネクタイは襟元まできちんと結ぶこと。 ④裾はズボンに入れること。ボタンは第2ボタンまで留めること。 ⑤カッターシャツの上に着ること。	
	着こなしパターン例示			
	男子	Aパターン	①学生ズボン②学生服③校章入りカッターシャツ（④本校指定セーター）	フォーマルスタイル（式典、講演会等）ただし、サマーエコスタイル期間は除く
		Bパターン	①学生ズボン③校章入りカッターシャツ④本校指定セーター	
		Cパターン	①学生ズボン③校章入りカッターシャツ	
	女子	Aパターン	①スカートもしくはスラックス②ブレザー③ネクタイ④校章入りカッターシャツ⑤本校指定セーター	フォーマルスタイル（式典、講演会等）ただし、サマーエコスタイル期間は除く
		Bパターン	①スカートもしくはスラックス②ブレザー③ネクタイ④校章入りカッターシャツ	
		Cパターン	①スカートもしくはスラックス③ネクタイ④校章入りカッターシャツ⑤本校指定セーター	
Dパターン		①スカートもしくはスラックス④校章入りカッターシャツ	③ネクタイは着用しないこと。	
靴下	男子	黒・白・濃紺・灰色の無地のものを着用する。（ワンポイント可）	入学式・卒業式においては黒・濃紺とする。	
	女子	黒・白・濃紺・灰色の無地のものを着用する。（ワンポイント可） ストッキングの着用を可とするが、ベージュ・黒色系統のものを着用すること。	入学式・卒業式においては黒・濃紺とする。 *いかなる場合でもレッグウォーマーは不可とする。	
靴	通学に適した靴を着用する。		かかとの高いもの・サンダル・スリッパ類での登校は禁止する。	
上履	本校指定のスリッパを着用する。（学年ごとに色を指定・名前を必ず書くこと）		学年毎に指定しているスリッパを着用する。	
防寒着	通学に適したものを着用する。		必ず制服（上：セーターまたは学生服・ブレザー、下：学生服またはスカート・スラックス）の上に着用すること。	
頭髪	草東生として品位をもち、常に清潔に整える。		パーマ・カール・染毛・脱色・エクステ等の加工（巻き髪含む）は厳禁とする。	
カバン	学習用具が十分に入り、機能的なものとする。		名前等記入し、他人の物と区別できるようにする。	
その他	化粧（マニキュア・アイシャドウ・口紅・着色リップ・まつげのエクステ等）及びピアス、カラーコンタクト、アクセサリー、装飾品等の使用は厳禁とする。 自転車通学者は、雨天時に必ず雨合羽を着用する。（傘差し運転等厳禁）		違反者には、反省書及び、別途指導を行う。 道路交通法違反者にも、別途指導を行う。	

令和7年 4月8日より施行する

諸 願 手 続 一 覧 表

2026年4月8日

項 目	期 日	様式 (担当)	提 出 先 及 び 手 続 き 順 序
忌 引 出 停	当日 (出校日) 及び登校日	忌引・出停届 (HR 担任)	保護者 (TEL) ⇒ 学校 (HR 担任) ⇒ 教科担任 ☆ 登校日翌日に各届出用紙をHR 担任に提出する ☆ 長期の場合は医師の診断書を添付する
遅 刻・早 退	当日 (出校日) 及び翌登校日	遅刻カード・早退届 (HR 担任)	保護者 (TEL・口頭) ⇒ 学校 (HR 担任) ⇒ 教科担任 ☆ 1週間以内に届出用紙を、HR 担任に提出する。
公 欠	前日まで	公欠届 (HR 担任)	生 徒⇒該当責任教員⇒HR 担任⇒教務
外 出	当日、事前に	外出許可証 (HR 担任)	生 徒⇒HR 担任⇒許可証の交付⇒帰校後、直ちにHR 担任へ返還
異 装	事前に	異装許可願 (生徒指導)	生 徒⇒HR 担任⇒生徒指導課⇒許可証の交付
遺 失・拾 得・盗 難	直ちに	遺失・拾得・盗難 届出用紙 (生徒指導)	生 徒⇒ (HR 担任) ⇒ 生徒指導課 ☆ 拾得物は生徒指導室前に、展示する
公共物の破損等	直ちに	破損届出用紙 (生徒指導)	生 徒⇒ (HR 担任) ⇒ 生徒指導課⇒事務室 ☆ 場合により、弁償請求がある
自 転 車 登 録	入学及び乗換時	登 録 願 (生徒指導)	保護者 (生徒) ⇒ 生徒指導課⇒登録証の発行⇒生徒、登録証の貼付 (雨合羽 二重ロックの必要 登録 [シール] 代150円必要)
四輪車運転免許	3学年の3学期 以後	四輪免許取得許可伺 (生徒指導)	保護者 (生徒) ⇒ HR 担任⇒生徒指導課⇒許可証の交付
交通事故及び違反	直ちに	届出用紙 (生徒指導)	保護者 (生徒) ⇒ (HR 担任) ⇒ 生徒指導課⇒警察等関係機関 保護者 (生徒) ⇒ 警察等関係機関 ⇒ (HR 担任) ⇒ 生徒指導課
部及び同好会の 入 部・退 部	直ちに	入部・退部届用紙 (生徒指導)	保護者 (生徒) ⇒ 顧 問⇒HR 担任⇒生徒会 (生徒指導)
掲 示・配 布	事前に	口頭連絡 (生徒指導)	生 徒⇒生徒会指導課の許可印及び許可を受ける
学校施設利用 (休日含む)		届出用紙 (教 務)	該当責任教員 (顧問) ⇒ 教務課⇒ (学校長・教頭・事務室)
校内外活動 (行事計画表)		届出用紙 (教 務)	該当責任教員⇒ (学校長・教頭・事務室)
休 学・退 学・転 校	直ちに	休学・退学・転学届 (教 務)	保護者 (生徒) ⇒ HR 担任⇒教務課⇒ (学校長・教頭・事務室)
身 上 異 動 (住所・氏名・保護者・保証人の変更)	直ちに	変更届出用紙 (教 務)	生 徒⇒HR 担任⇒教務課⇒ (学校長・教頭・事務室)
日本スポーツ振興センターへの申請 (学校管理下での負傷等)	直ちに	届出用紙 (保健室)	生 徒⇒HR 担任及び当該担当⇒保健室
生徒身分証明書の 再 交 付	直ちに	届出用紙 (生徒指導)	生 徒⇒HR 担任⇒生徒指導課⇒事務室より交付 (生徒・保護者等が各手続き実施)
在 学 証 明 書	交付2日前まで	申請用紙 (事務室)	生 徒⇒HR 担任⇒事務室より交付 (書類提出必要) (生徒・保護者等が各手続き実施)
通学定期券購入	交付2日前まで	申請用紙 (事務室)	生 徒⇒事務室より交付 (書類提出必要)
学 割 証 明 書	交付2日前まで	学割申請用紙 (生徒指導)	生 徒⇒HR 担任⇒生徒指導課⇒事務室より交付 (生徒・保護者等が各手続き実施)

* 各書類は、原則生徒が手続きを行います。(必要書類を受け取り、担任印をもらい各担当の課に提出します。)

保護者等様

滋賀県立草津東高等学校
校長 横井 和暢

スマートフォン等の取扱について

早春の候 保護者等の皆様におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、皆さま御承知の通り、携帯電話・スマートフォン（以下スマホ等）は急速な普及をみせ、今や日常生活において欠かせないもののひとつになりつつあります。
一方、その便利さの陰で、事件に巻き込まれるなどの危険性が指摘されています。本校においてもスマホ等に関わる様々な問題が発生しており、その対策に苦慮しています。
つきましては、スマホ等の所持に関しましては、保護者等の皆様方の責任において御指導していただくとともに、下記の本校の指導方針を十分御理解いただき、御協力をお願い申し上げます。

記

1. 原則…学業に不必要なものは学校に持参しないこと。
2. 諸般の事情で、スマホ等を所持する場合には、周囲の者に迷惑をかけたり、授業などの妨害になったりしないように注意すること。特に、校内におけるスマホ等の取り扱いは以下の通りとする。
 - (1) 授業中は必ず電源を切っておくこと。（発見次第預かり指導）
もし、授業中に着信音等で指導を受けた場合は、
 - ①「授業妨害」として、その場で教科担当者がスマホ等を預かる。
 - ②放課後、生徒心得の書写後「反省書」用紙を受け取る。
 - ③「反省書」を作成し、保護者の確認印（署名）をもらう。
翌登校日以降、反省書を担任に提出し、スマホ等を3日以上校内での活動中生徒指導課預かり。（8：15～帰りのSHR後まで）
 - (2) 考查中のスマホ等の試験会場への持ち込みは（電源の有無に関わらず）禁止である。持ち込んだ場合、不正行為と見なし、特別指導の対象とし、当該の教科の点数は0点、スマホ等の使用禁止を含む指導となる。
（考查時間中、廊下等で着信音・バイブがなった場合も指導対象となる。）

スマホ等での違法サイトへのアクセス・掲示板への動画の投稿等による生徒指導事案（誹謗、中傷、からかい、いじめ）、LINE等SNSにおけるトラブルが非常に増加しています。

*お願い

1. スマホ等はお子様と連絡をとりやすいことなど利点がある反面、事件に巻き込まれる危険性があることに十分御注意下さい。（フィルタリングをおすすめします。）
2. お子様のスマホ等の利用状況や外出状況等の把握をお願いします。
3. 万一、お子様に被害があったことが分かったときには、躊躇せず早期に警察・学校に届け出て下さい。（個人情報保護のため、通信会社に連絡を取っていただき、通話・メール等の停止をしていただく場合もあります。）

「3+1 ない運動」

- 免許は取らない
- 乗らない ●買わない
- 親は子どもの要求に負けない

—— 生徒の交通事故防止に関する自主規制 ——

滋賀県公立高等学校の保護者は、原則として子どもの在学中はバイク・四輪車を使用させないことを誓う

■「3+1 ない運動」(自主規制)

昭和 50 年 滋賀県高 P 連 自主規制を決議

51 年 滋賀県高 P 連 「三ない運動」を実施

54 年 滋賀県高 P 連 バイクに加えて四輪車を追加

62 年 「親は子どもの要求に負けない」を追加

令和 8 年 3 月

保護者の皆さま

滋賀県公立高等学校 PTA 連合会
会 長 炭 谷 将 史

「3+1 ない運動」の推進について

私たち滋賀県高 P 連は、昭和 40 年代後半の高校生のバイクによる交通事故多発に対するひとつの防止策として、昭和51年よりいわゆる「三ない運動」を実施し、その推進に努めてまいりました。この間、会員の皆さまはもちろん、各高等学校、関係機関のご理解とご協力により、この自主規制を続けることができました。

裏面の資料でもお分かりのように、昭和 50 年代当時に比べ、最近では県内高校生 1,000 人あたりのバイクによる事故件数は 1 件以内に抑えられています。私たちはこの運動が、高校生や一般社会の安全を守る上で大きな役割を果たしていることは明白です。

私たちは、子どもたちが人生における大切な高校時代を、健やかに過ごし立派な社会人となるよう願っています。つきましては、会員の皆さまには、今日まで連綿と続けられてきたこの「3+1 ない運動」の推進に、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、最近では携帯電話等を使用しながらの運転が原因で、バイク以外(特に自転車)による事故も増加傾向にあります。このことにつきましても併せてご理解・ご指導賜りますようお願い申し上げます。

本文書は滋賀県公立高等学校 PTA 連合会が作成したのですが、内容が生徒の安全に関わる重要事項であることから、学校を通じて全保護者に配布しています。

保護者の皆さま

滋賀県公立高等学校 PTA 連合会

インターネットトラブルについて

今日ほとんどの高校生が持つスマホなどによるインターネット利用において、違法・有害サイト等の閲覧や有害アプリの利用、闇バイトにより犯罪等に巻き込まれる事案が多く発生し、青少年の健全な成長に悪影響を及ぼしています。

特に、出会い系サイトやネットによるいじめ、架空の請求等、その被害が深刻化している傾向にあります。

保護者の皆さまにおかれましては、自身のネットリテラシーを身に付けるとともに、SNS やネットがらみの事件をお子さまとしっかり共有し、コミュニケーションを重ねることで、相談しやすい環境を日頃から作っておくようにしましょう。そして、子どもがトラブルに巻き込まれないようにご指導をお願いいたします。

高校生が巻き込まれやすい
インターネットトラブル

「闇バイト」は“バイト”ではなく、犯罪実行者の募集

- SNS などにメッセージ投稿された「簡単な仕事で高額収入」は、犯罪実行者の募集ととらえましょう。

インターネット上での売買における詐欺被害

- SNS 経由のチケット転売による詐欺被害が増えています。転売相手から、現地でチケットを受け取ることによる誘い出し被害にもつながります。

チケットは正規ルートで購入しましょう。

ネットいじめ・誹謗中傷

- グループトークにクラスメイトや友人の悪口を書くことはネットいじめです。軽い気持ちで書いたことが、いじめにつながります。
- SNS の匿名性を利用しての、嫌がらせ等の誹謗中傷は人を傷つけます。投稿者だけでなく、その投稿を広めた人も責任を問われる可能性があります。

投稿・発信する際は、振り返って考えてからにしましょう。

総務省 啓発教材
(保護者向け)



相談先							
滋賀県警察の広場		違法・有害情報相談センター (総務省)		誹謗中傷ホットライン(一般社団法人セーフインターネット協会)		まもろうよこころ(厚生労働省)	
	闇バイトに関する相談ができます。		インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する団体です。		ネットの誹謗中傷に関する相談をインターネットで受け付けています。		悩みや不安を希望する相談方法で相談することができます。

本文書は滋賀県公立高等学校 PTA 連合会が作成したのですが、内容が生徒の安全に関わる重要事項であることから、学校を通じて全保護者に配布しています。

保護者の皆さま

滋賀県公立高等学校 PTA 連合会

自転車ルールブックの周知について

保護者の皆さまは、お子さまやご家族が安全・安心に自転車を利用するために、以下のことについてご理解をよろしくお願いいたします。

道路交通法の一部を改正する法律に基づき、令和8年4月1日から、16歳以上の自転車利用者の違反に対して交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されることとなりました。

自転車利用者等に対する、交通ルールの一層の周知・理解を図ることが重要です。昨年9月、自転車の安全・安心に利用するためにー自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入ー【自転車ルールブック】が公表されました。通学をはじめ様々な場面で自転車を利用する高校生の身の安全を守るための対策でもあることから、ご家庭においても十分ご指導をお願いいたします。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

出典:警視庁「自転車交通安全教育用リーフレット」より

この制度は、ひとり一人のかけがいのない命を守るため、自転車の安全・安心な利用を図ることを目指すものです。取締りの厳罰化のみに捉われず、交通事故の悲劇を繰り返さないために、保護者の皆さまもしっかり理解して、お子様にその重要性を伝え、一緒に取り組んでいきましょう。

【自転車ルールブック】



滋賀県警察ホームページ



本文書は滋賀県公立高等学校 PTA 連合会が作成したのですが、内容が生徒の安全に関わる重要事項であることから、学校を通じて全保護者に配布しています。